第三十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十六条第一項、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第四十条　第三十条において準用する漁業法第六十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章第五節及び第五章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行のために必要な準備）

第二条　農林水産大臣は、第二十六条第一項又は第二十八条第一項の政令の制定の立案をしようとするときは、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、水産政策審議会の意見を聴くことができる。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（平成二十三年原子力事故による被害等への対策）

第四条　国及び地方公共団体は、当分の間、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（次項において「平成二十三年原子力事故」という。）により被害を受けた地域における内水面漁業の復興及び再生を推進するため、内水面に影響が少ない放射性物質による汚染の除去等の措置に係る技術の開発、事故由来放射性物質（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する漁場の利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振への対処の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、当分の間、平成二十三年原子力事故による災害に伴い講ぜられた内水面水産資源の出荷を停止する措置及び内水面水産資源の採捕を禁止する等の措置により損失を受けた内水面に係る漁業協同組合を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出又は放流される水についての実態を踏まえ、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）等による当該水に係る規制の在り方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（水産基本法の一部改正）

第六条　水産基本法の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）」に改める。

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十八号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「消費生活情報課」を「消費者教育・地方協力課」に、「地方協力課」を「消費者調査課」に改める。

第五条中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　消費者庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。

第七条第一号及び第二号中「消費生活情報課」を「消費者教育・地方協力課」に改め、同条第三号中「消費生活情報課及び消費者安全課」を「他課」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「消費生活情報課」を「消費者教育・地方協力課」に改め、第一号を削り、同条第二号中「消費生活に関する教育活動」を「消費者教育」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「消費生活に関する教育活動」を「消費者教育」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　消費者庁の所掌事務に係る消費者の利益の擁護及び増進に資する情報の消費者に対する提供に関する企画及び立案並びに推進に関すること。

第八条第五号及び第六号を次のように改める。

五　消費者庁の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

六　消費者安全法（第三章に限る。）の規定による消費者安全の確保に関すること。

第八条に次の二号を加える。

七　独立行政法人国民生活センターの組織及び運営一般に関すること。

八　独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会の庶務に関すること。

第九条を次のように改める。

（消費者調査課の所掌事務）

第九条　消費者調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。

二　消費者政策の実施の状況に関する年次報告に関すること。